東京大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する規則

平成２９年１１月３０日
役員会議決
東大規則第３４号
沿革

（趣旨）

第１条　東京大学（以下「本学」という）における行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）の提供については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）及び東京大学の個人情報等に関する取扱規則（平成１７年東大規則第３３３号。以下「取扱規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　部局　本学における各学部、各研究科、各研究部、各教育部、各研究所、附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる東京カレッジ及び各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設、連携研究機構、国際協創海外研究拠点、教育学部附属中等教育学校、東京大学病院、医科学研究所附属病院並びに本部のうち、個人情報ファイル簿を作成し、公表する組織をいう。

(2)　部局長　前号の部局の長又はこれに代わる者（本部にあっては、部長及び監査課長）をいう。

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供）

第３条　本学における行政機関等匿名加工情報の作成及び提供は、総括保護管理者（取扱規則第３条に定める総括保護管理者をいう。以下同じ。）の管理のもと行うものとする。

（提案の募集対象となる個人情報ファイル簿）

第４条　部局長は、当該部局が保有している個人情報ファイルが、法第４４条の５第１項の規定による行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者からの提案（第１０条、第１１条及び第１５条を除き、以下「提案」という。）の募集対象となる個人情報ファイルに該当すると認める場合は、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、総括保護管理者に提出するものとする。

(1)　提案の募集をする個人情報ファイルであること。

(2)　提案を受ける組織の名称及び所在地

(3)　当該個人情報ファイルが法第６０条第３項第２号ロに該当するか否かの別

（提案の募集）

第５条　総括保護管理者は、毎年度１回以上、３０日以上の期間を定めて、次に掲げる事項をあらかじめ公示することにより、提案を募集するものとする。

(1)　提案の募集の開始日及びその期間
(2)　提案の募集対象となる個人情報ファイル簿
(3)　各個人情報ファイルの概要

2　総括保護管理者は、法第１１０条の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提案書の様式を定めなければならない。

（提案の審査）

第６条　総括保護管理者は、前条の提案があったときは、次に掲げる事項について、当該提案に係る個人情報ファイルを保有する部局長の意見を聴いた上で、法第１１２条の基準に適合するかどうかを審査するものとする。

(1)　提案することができる者の範囲（法第１１１条の欠格事由のいずれにも該当しないこと等）
(2)　行政機関等匿名加工情報の本人の数
(3)　行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法
(4)　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容
(5)　行政機関等匿名加工情報の利用期間
(6)　行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置
(7)　行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本学の事務の遂行に及ぼす影響

（審査結果の通知）

第７条　総括保護管理者は、前条の審査の結果、当該提案が同条の基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により通知する。

(1)　法第１１３条の規定により本学との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
(2)　納付すべき手数料の額
(3)　手数料の納付方法
(4)　手数料の納付期限
(5)　行政機関等匿名加工情報の提供の方法
(6)　その他総括保護管理者が必要と認める事項

2　前項の通知は、次に掲げる書類を添えて行う。

(1)　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約締結に関する申込書
(2)　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書　２通

3　総括保護管理者は、第６条の審査の結果、当該提案が同条の基準に適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、当該理由を記載した審査結果通知書により通知する。

4　総括保護管理者は、法第１１２条に従って、行政機関等匿名加工情報の通知に関する様式等を定めなければならない。

（契約の締結）

第８条　総括保護管理者は、前条第１項の通知を受けた者から、同条第２項の書類の提出があった場合は、手数料の納付を確認の上、当該契約を締結するものとする。

２　前項の契約にあたっては、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書を２通作成し、署名又は記名押印の上、うち１通は当該提案をした者に送付する。

（作成方法）

第９条　総括保護管理者は、前条の契約を締結したときは、当該契約に係る個人情報ファイルを保有する部局長に契約内容等を示した上で、行政機関等匿名加工情報の作成を指示するものとする。

２　部局長は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号）第６２条に定める基準に従って当該個人情報を加工しなければならない。

３　前項の規定は、行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する個人情報ファイル簿）

第１０条　部局長は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、総括保護管理者に提出するものとする。

(1)　行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数及び情報の項目

(2)　次条の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3)　次条の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等）

第１１条　第６条（第２号及び第３号を除く。）、第７条及び第８条の規定は、法第１１６条第１項の規定による行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者からの提案について準用する。第８条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

（手数料）

第１２条　第８条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納める手数料の額は、２１,０００円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1)　行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間１時間までごとに３,９５０円

(2)　行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

２　前条において準用する第９条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契

約を締結する者が納める手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　次号に掲げる者以外の者　前項の手数料の額と同一の額

(2)　第８条（前条において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者　１２,６００円

３　納付された手数料は、原則として返還しない。

（契約の解除）

第１３条　総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1)　偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき

(2)　第６条第１号（第１１条において準用する場合を含む。）に規定する提案することができる者の範囲に該当しなくなったとき

(3)　当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

（作成方法）

第１４条　部局長は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

２　部局長は、行政機関等匿名加工情報、削除情報及び第９条第２項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のための必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、部局長から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第１５条　次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報、削除情報及び第１０条第２項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1)　行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する本学の役員若しくは教職員又はこれらの職にあった者

(2)　第９条第３項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（提案受付等の窓口）

第１６条　法第１２５条第１項の規定に基づき、法第１１０条第１項又は法第１１６条第１項の提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じること及び、法第１２６条の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）

に対して適切かつ迅速に対応するため、情報公開室を置き、当該提案及び苦情の受付並びに当該提案をしようとする者に対しての案内を行うものとする。

２　情報公開室の開設日及び時間は、本学の休日及び入学試験実施日など総長が定めた日を除く、午前９時３０分から午後４時３０分（昼休みを除く）とする。

（補則）

第１７条　この規則に定めるもののほか、行政機関等匿名加工情報の提供に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。

附　則

この規則は、平成２９年１２月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日から平成３３年３月３１日までの間における第２条第２号の規定の適用については、同号中「教育研究部局」とあるのは、「教育研究部局、東京大学基本組織規則の一部を改正する規則（平成３０年４月２６日東大規則第３号）附則別表に掲げる全学センター」とする。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する規則

体系情報

□第２編　総務及び人事
　▽第１章　総務

沿革情報

◆平成２９年１１月３０日　　役員会議決
◇平成３１年０３月２９日
◇令和０４年０３月２４日
◇令和０８年０１月２９日
◇令和０８年０９月１５日